

シベリア戦後強制抑留者に係る特別給付金の支給事業について

「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」が施行されました。

- 去る 6 月 16 日、第 174 回国会において、「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）」が可決、成立し、同日、法律第 45 号をもって公布、施行されました。当基金では、特措法に基づき戦後強制抑留者に対して特別給付金を支給するための準備作業を鋭意進めています。
- 特別給付金は、戦後強制抑留者で平成 22 年 6 月 16 日に生存されている方が対象です。特措法の概要は、別紙のとおりです。
- 特別給付金の請求の受付開始については、平成 22 年 10 月末を目途に準備を進めています。
 - ・当基金が実施した特別記念事業（平 19. 4. 1～21. 3. 31）において、特別慰労品を受けられた方については、当基金から請求受付開始前（平成 22 年 10 月中旬を予定）に、「特別給付金請求書」等を対象者に直接お送りします。
 - ・過去に特別慰労品を受けておられない方については、当基金にご連絡いただき、当基金から「特別給付金請求書」等を直接お送りします。

（問い合わせ先）

平和祈念事業特別基金事業部

TEL 03-5860-2748

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号）の概要

1 法律の目的

- 戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とする。

※ 「戦後強制抑留者」＝昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者

2 特別給付金

- 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行日（平成22年6月16日）において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が特別給付金を支給。
- 特別給付金の額は本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給。請求期限は平成24年3月31日。

昭和23年12月31日まで	25万円
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
昭和30年1月1日以降	150万円

- 特別給付金の支給のために基金の資本金を取り崩すことができることとする。また、基金については、現行法による解散の期日（平成22年9月30日までの政令で定める日）の前日をもって特別給付金の支給業務以外の業務を終了した上、平成25年4月1日までの政令で定める日に解散。

3 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

- 政府は、強制抑留の実態調査等（戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置）を総合的に行うための基本的な方針を策定・公表。

<基本方針の策定事項>

- (1) 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向
- (2) 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項
 - ① 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬場所の調査を含む。）
 - ② 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者の遺骨・遺留品の収集及び本邦への送還等
 - ③ ①・②と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態解明に資するための調査
- (3) 労苦継承事業及び本邦帰還前に死亡した戦後強制抑留者の追悼事業の実施に関する基本的事項
- (4) (2)・(3)以外の強制抑留の実態調査等として行う措置の実施に関する基本的事項
- (5) 関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項、地方公共団体・国内外の民間の団体等との連携に関する基本的事項等

4 施行期日等

- 公布の日（平成22年6月16日）から施行（特別給付金の支給を受ける権利を有する者は公布の日確定）。ただし、3は、公布の日から6か月以内で政令で定める日から施行。
- 特別給付金の支給の請求は、この法律の施行日から6か月以内で政令で定める日の翌日から可能。

特別給付金 Q & A

【法の目的】

(Q) 特別給付金を支給する目的は何か？

(A) 戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者の労苦を慰藉^{いしなぐ}するため特別給付金を支給するための措置を講じるものとされています。

【資格要件】

(Q) 特別給付金の支給の対象者は？

(A) 特別給付金の対象となるのは、戦後強制抑留者で、シベリア特別措置法の施行日（平成22年6月16日）において日本国籍を有するものとされています。したがって、施行日前に亡くなられた場合は対象になりません。

なお、法施行日以降に対象者が亡くなられた場合は、相続人が請求できます。

(Q) 「戦後強制抑留者」とは？

(A) 「戦後強制抑留者」とは、昭和20年8月9日旧ソ連の参戦に伴い、同年9月2日以後旧ソ連邦（シベリア、ヨーロッパロシア、中央アジア及び北樺太（北緯50°以北）を含む沿海州など）又はモンゴル国（外蒙古）の地域で強制抑留された方をいいます。

※ 南樺太、千島、中国、満州、朝鮮、南方は対象になりません。

【請求手続】

(Q) 特別給付金の請求手続きはどのようにしたらいいのか？

(A) 特別給付金請求書の受付開始は、現時点では、平成22年10月末（開始日は政令で定められます）を目途に準備を進めています。

・ 過去に特別慰労品をお受けになった方については、平成22年10月中頃に請求書等をお送りいたしますので、それによりご請求願います。

・ 特別慰労品をお受けになっておられない方については、平和基金（03-5860-2748）にご連絡いただき、直接請求書等をお送りいたします。

※ 特別給付金の手続きについては、平和基金のホームページ（www.heiwa.go.jp）にも掲示いたしますのでご利用ください。

【特別給付金の支給額】

(Q) 特別給付金の支給額は？

(A) 特別給付金は、本邦への帰還の時期の区分により次のように額が決められています。

※ 帰還（上陸日）時期が、昭和23年12月31日まで	： 25万円
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	： 35万円
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	： 70万円
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	： 110万円
昭和30年1月1日以降	： 150万円